		係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を支払つた額（一般送配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに配電事業者に支払つた額を含む。）を整理する。
［略］	［略］	［略］

収　　益

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　　考	
(I)電気事業営業収益		調査決定の完了した金額を計上する。	
電灯料	定額電灯	特定小売供給（改正法附則第16条第１項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）及び離島等供給に係る需要家料金及び電灯料金（小型機器料金を含む。）に区分して整理する。	
	従量電灯Ａ（又は従量電灯Ａ及びＢ）	特定小売供給及び離島等供給に係る最低料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。	
	従量電灯Ｂ	特定小売供給及び離島等供給に係る基本料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。	
	［略］	［略］	
	（何）	上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理できる。	
	［略］	［略］	
	［略］	［略］	
	（何）	一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者にあつては、上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島等供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電力料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理することができる。発電事業者にあつては、特定供給による電力料金を整理する。	
	［略］	［略］	
他社販売電力料	［略］	［略］	
	［略］	［略］	
	（何）	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを	

		係る譲受価格・借受価格等の定期支払額を支払つた額（一般送配電事業者においては定期支払額が負の値になるときに配電事業者に支払つた額を含む。）を整理する。
［略］	［略］	［略］

収　　益

⑯　営　業　収　益

科　目	項	備　　考
(I)電気事業営業収益		調査決定の完了した金額を計上する。
電灯料	定額電灯	特定小売供給（改正法附則第16条第１項に規定する特定小売供給をいう。以下同じ。）及び離島供給に係る需要家料金及び電灯料金（小型機器料金を含む。）に区分して整理する。
	従量電灯Ａ（又は従量電灯Ａ及びＢ）	特定小売供給及び離島供給に係る最低料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。
	従量電灯Ｂ	特定小売供給及び離島供給に係る基本料金及び電力量料金に区分して整理する。電力量料金は電力量料金単価別に区分して整理する。
	［略］	［略］
	（何）	上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電灯料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理できる。
	［略］	［略］
	［略］	［略］
	（何）	一般送配電事業者及びみなし小売電気事業者にあつては、上記の各項に該当しない特定小売供給約款、最終保障供給約款、離島供給約款及び交渉により合意した料金その他の供給条件による小売供給契約の電力料金を、その料金種類別に項を設けて整理する。ただし、類似するものについては、一つの種類として整理することができる。発電事業者にあつては、特定供給による電力料金を整理する。
	［略］	［略］
他社販売電力料	［略］	［略］
	［略］	［略］
	（何）	「地帯間販売電力料」以外で、小売電気事業者、一般送配電事業者、送電事業者、発電事業者、みなし小売電気事業者及びみなし登録特定送配電事業者に対して販売した電気（事業の用に供するための電気に限る。）の料金（「接続供給託送収益」に整理されているものを